

「Ⅰ 総合判定の結果」の但し書きへの対応報告への回答

(提出日：平成 26 年 7 月 31 日)

(大学名：福山大学薬学部薬学科)

(本評価申請年度：平成 25 年度)

## 審議結果

薬学教育評価機構

総合評価評議会

平成 26 年 12 月 1 日

## 問題点 1

「卒業研究に対応する「課題研究」の単位認定に学科試験の合否を条件としていること、ディプロマ・ポリシーにこの学科試験により学士課程の修了認定を行うと記載していること」

### (1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

中項目 8 成績評価・進級・学士課程修了認定

### (2) 本評価後の改善状況

課題研究の単位認定は、平成 26 年度入学生より学科試験を課さない規定に変更した。即ち、6 年次の課題研究の単位を減らし（20→14 単位）、6 年次後期に 6 単位の薬学総論（講義・演習）を設定することにした。（平成 26 年度学生便覧、p 103-104）また、ディプロマ・ポリシーに関しても変更した。

### (3) 改善状況を示す根拠となる資料等

#### 学則の変更

##### 【平成 25 年度までの規則】

第 8 条 課題研究は、論文および学科試験に基づき判定する。

- 2 課題研究の判定は、教授会の議を経て行う。
- 3 論文を提出しようとする者は、所定の単位数を取得していなければならない。
- 4 論文は、指定の期日までに提出しなければならない。
- 5 学科試験に不合格になった者は、次年次の指定する期日に受験することができる。

（平成 25 年度学生便覧、p 27）

##### 【平成 26 年度改訂した規則】

第 8 条 課題研究は、論文に基づき判定する。

- 2 課題研究の判定は、教授会の議を経て行う。
- 3 論文を提出しようとする者は、所定の単位数を取得していなければならない。
- 4 論文は、指定の期日までに提出しなければならない。

（平成 26 年度学生便覧、p 27）

#### ディプロマ・ポリシーの変更

##### 【平成 25 年度】

薬学部では、医療人としての教養と倫理観及び薬剤師としての確かな専門知識・技能を身に付け、医療や社会のニーズに対して論理的に思考し、強い責任感と探究心を持って対応し、自らの能力と専門性を高めていくことができる人材を育成する。この目的に沿って、

設定した授業科目を履修して、基準となる単位数を修得し、課題研究の卒業試験に合格した者に卒業を認定し、学士(薬学)の学位を授与する。(平成 25 年度学生便覧、p 38)

**【平成 26 年度】**

薬学部では、医療人としての教養と倫理観及び薬剤師としての確かな専門知識・技能を身に付け、医療や社会のニーズに対して論理的に思考し、強い責任感と探究心を持って対応し、自らの能力と専門性を高めていくことができる人材を育成する。この目標に沿って、設定した授業科目を履修して基準となる単位数を修得し、課題研究に関わる論文を提出し合格した者に卒業を認定し、学士(薬学)の学位を授与する。(平成 26 年度学生便覧、p 38)

**検討所見記入欄**

問題点 1 の「卒業研究に対応する「課題研究」の単位認定に学科試験の可否を条件としていること、ディプロマ・ポリシーにこの学科試験により学士課程の修了認定を行うと記載していること」との但し書きに関して、改善報告書では 6 年次の課題研究の単位を減らし (20 → 14 単位)、6 年次後期に 6 単位の薬学総論 (講義・演習) を設定し、課題研究の単位認定に学科試験を含まないように改訂されている。また、ディプロマ・ポリシーもこれに合わせて「課題研究に関わる論文を提出し合格した者に卒業を認定し、学士(薬学)の学位を授与する」と改定されている。これは本機構の指摘に対する改善がなされたものと判断できる。ただし、学則第 8 条 3 項の「所定の単位数」が曖昧であるので、学生に十分に理解出来るように更なる改訂が望まれる。当面は、学生に誤解を与えないように、十分な説明が求められる。

## 問題点 2

これまで不認定になった者がいないとはいえ、薬学共用試験 OSCE の合否によって事前学習の単位修得を認定する制度は問題である。

### (1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

中項目 8 成績評価・進級・学士課程修了認定

### (2) 本評価後の改善状況

本学では、過去共用試験に不合格になった学生がいなかったため、これまで OSCE の結果が事前学習の単位取得に反映された例はない。指摘に従い、今後は「事前学習の成績評価と OSCE の結果とは連動しない」と学生に説明することにした。

また、平成 26 年度入学生から、学生便覧の進級判定規定備考欄の一部を、(3) のように簡潔な記述に変更した。また、進級要件を満たしていれば、共用試験不合格の場合も 5 年に進級できることになるが、本学では「同一年次に 2 回の留年は認められない。」との規定になっているため、進級できることが必ずしも学生の利益とはならないとの判断から、その問題を回避するために、5-6 年次の留年規定も変更した。

### (3) 改善状況を示す根拠となる資料等

#### 学生便覧の変更

#### 【平成 26 年度】

5. 同一年次に 2 回の留年は認められない。(休学の場合はこの限りでない。)
12. 病院実務実習及び薬局実務実習の履修にあたっては、事前に共用試験を受験し、一定の水準に達すること。(平成 25 年度学生便覧、p 117)

#### 【平成 26 年度改訂した規則】

7. 1 年次、2 年次、3 年次、4 年次にあつては、同一年次に 2 年を超えて在籍することはできない。5 年次及び 6 年次にあつては、併せて 4 年を超えて在籍することはできない。ただし、休学の場合はこの限りでない。
9. 病院実務実習及び薬局実務実習の履修にあたっては、事前に共用試験を受験し合格しなければならない。(平成 26 年度学生便覧、p 106)

#### 検討所見記入欄

問題点2の「これまで不認定になった者がいないとはいえ、薬学共用試験 OSCE の合否によって事前学習の単位修得を認定する制度は問題である」との但し書きに関して、改善報告書は、学生便覧を「病院実務実習及び薬局実務実習の履修にあたっては、事前に共用試験を受験し合格しなければならない」と改定し、事前学習の成績と OSCE の結果を連動しないように学生に説明し、共用試験不合格の場合でも5年次への進級を認めるように改められている。また、共用試験不合格で進級した場合に考えられる不利益を考慮し、留年に関して「1年次、2年次、3年次、4年次にあっては、同一年次に2年を超えて在籍することはできない。5年次及び6年次にあっては、併せて4年を超えて在籍することはできない。ただし、休学の場合はこの限りでない」と変更されている。これらの改訂により共用試験により科目単位を認定する不具合は改められており、これは本機構の指摘に対しての改善がなされたものと判断できる。